

平成30年2月

総会議事録

萩市農業委員会

平成30年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月15日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 8号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

議案第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第10号 現況確認書の交付について

○出席委員(32名)

欠席	藤	田	芳	昭	2番	宮	内	敏	男
3番	中	村	博	和	4番	上	杉	重	男
5番	鈴	川	肇		6番	大	塚	茂	生
7番	田	中	博	守	8番	中	野	良	保
9番	嶋		哲	子	10番	田	村	廣	
11番	光	田	英	彦	12番	藤	田	滋	紀
13番	長	尾	忠	敏	14番	中	村	扶之	男
15番	岡	崎	弘	明	16番	長	富	繁	美
17番	吉	屋	憲	幸	18番	榎	谷	隆	夫
19番	松	田	由	美子	20番	尾	木	武	夫
21番	矢	次	利	典	22番	吉	村	剛	
欠席	中	村	博		24番	原	田	知	美
25番	落	合	光	子	26番	原	川	久	美子
27番	増	野	弘	晃	28番	倉	増	隆	資
29番	岡		卓		30番	猪	亦	修	生
31番	佐	伯	泰	資	32番	杉	山	幹	洋
欠席	下	瀬	一	馬	欠席	金	子	哲	也
35番	鳥	田	茂	夫	欠席	藏	増	裕	一
37番	片	岡	兼	雄					

○議事録署名委員

2番 宮 内 敏 男

32番 杉 山 幹 洋

○議 事

事務局　只今から、平成30年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。本日、農業委員会委員37名中32名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会長　開会のあいさつ

議長　これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長　それでは、議事録署名委員は、2番 宮内委員、32番 杉山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議長　議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局　それでは議案第6号第1項の説明をいたします。
申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積164m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,899m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で●●●

に住まいがあり通作も大変で、譲受人の●●●さんも耕作地が不足し農地を探しておられたことから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約3反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん、奥さんがそれぞれ200日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月2日、●●●委員さんと事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から西に約1.8kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、当該農地は現在、休耕となっていますが、取得後は畑として赤シソ、ブロッコリー等を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、管理機1台、草刈機2台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第35番 この件につきまして2月2日、事務局3名、私と譲受人の●●●さんとで現地確認をいたしました。詳細につきましては、先程の事務局の説明のとおりでございます。譲渡人の●●●さんは、先程説明がございましたように、5年前に●●●に移られまして、畠地を耕作するのが大変難しくなりました。譲受人の●●●さんは現在、梅を栽培しておられまして梅加工に必要なシソ等を、今後栽培される予定になっており、適正と思われますのでご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号第2項の説明をいたします。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積26m²です。譲受人は●●●で、耕作面積は164, 255m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、当該農地は昨年、今回取得される●●●さんが農地中間管理機構が行う農地売買事業を活用し取得された農地の中にあります。譲渡人であります●●●さんも●●●さんの事業に賛同しておられます。●●●の売買事業につきましては1筆当たりの土地代が1万円以上という条件があり、当該農地は面積が小さく条件に合致しないため今回3条での申請となつたものです。譲渡人の●●●さんも、この農地は面積も小さく耕作も難しいことから、譲受人の●●●さんと今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたつたものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月14日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から北に約1.1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、当該農地も含め、圃場整備事業を活用され埋め立て、かさ上げした後、ハウスによるトマト栽培をされる予定です。なお、当面は牧草を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン等を所有されてい

ます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第4番 2月14日に事務局と、現地確認しました。説明内容は問題ないですが、嵩上げの泥をどうするかということが解決したと聞いています。今後は発展していくことを期待しています。皆さんご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号第3項の説明をいたします。
申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田で面積605m²ほか3筆、合計で1,665m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は14,859m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さん、●●●の●●●さん2名です。

申請の理由ですが、譲渡人であります2名の方が市外に住居をかまえられていることと、高齢のため自ら耕作することが難しく、後

継者もおられず、また、申請地については利用権設定により譲受人の●●●さんが代表の●●●が耕作されていますが、農地法により当法人が農地を取得できないため、譲受人を●●●さんとして、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田を約8反、畑を約7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん100日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月14日、●●●委員さんと事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から北に約1.1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、申請地は利用権設定により●●●がハウスでイチゴを栽培されています。取得後も経営を●●●さんがされ、リハビリを兼ねて作業を●●●利用者がされます。昨年2回の3条の申請がありそれぞれ承認をいただいており、今回が最後の申請となります。

農機具の保有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、耕運機1台、乾燥機、粉碎機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第4番 この件につきまして、昨日現地を遠くから見ました。特に言うことはありません。皆さんご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号第4項の説明をいたします。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,413m²ほか3筆、合計3,201m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は19,643m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが自ら耕作することが難しく、以前から譲受人の●●●さんと利用権設定により貸されていましたが、今後も耕作が難しく後継者もおられないことから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約2町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん、奥さんがそれぞれ200日、息子さんが2人おられそれぞれ50日、10日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月2日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から南に約350mの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、先ほども若干触れましたが当該農地は以前から譲受人の●●●さんが田として利用されており、取得後も同様に水稻の作付けをされる予定です。

農機具の保有状況は、田植機1台、トラクター1台、管理機1台、草刈機4台、軽トラック2台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第32番 2月2日事務局3名と私、それと譲受人の●●●さんとで現地を確認いたしました。状況につきましては、事務局の説明のとおりでございます。●●●さんと●●●さんにつきましては、説明がございましたとおり長年小作で、やっておられたわけでございます。この集落におきましては農事組合法人がございますが、●●●さんはこの集落の他にも農地を抱えており、耕作されております。後継者の息子さんもおられますし、この案件につきましては何も問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号第5項の説明をいたします。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに 畑、面積178m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は15,009m²で内容は、すべて田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡

人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんがお父さん名義の農地を相続することとなり、お母さんに当たる譲渡人の●●●さんも高齢のことからあわせて譲り受けこととなり今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、兼業農家で譲渡人のお母さんと農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん100日、お母さん150日となっております。現在、●●●さんは●●●にお住まいですけれども、お母さんが高齢ということで10年以上前から、夜、寝食につきましては●●●に帰られてると伺っております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月13日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●の●●●地区で●●●から南東に約2.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、申請地は現在、畑として利用されており、今後も同様に畑として花木等を植えられる計画です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、草刈機1台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第24番 ●●●地区担当の方が欠席されて私に回ってきたんですが、先般現場を確認に行きました。事務局から報告されたとおりでございまして、何の問題もないと思っております。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第7号第1項の説明をいたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

2月1日に●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ0.7km。第一種中高層住居専用地域内の宅地化が進行した地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

●●●の244m²の申請地に貸家住宅用駐車場12台分を整備するものです。

所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

(ビッグパッドに分権図を表示)

北側を道路、西側・南側を宅地に接しています。

東側を農地に接していますが、申請人の所有農地です。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入し、汚水は発生しません。

被害防除計画は、整地を行いますが、土砂の流出のおそれもなく適当です。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第25番 2月1日、事務局3名と地区委員の2名で現地に参りました。今説明があったとおりです。農地を借家用の駐車場とトラクターの置場として利用するため、安易に考えて駐車場にされ、今回反省をして始末書を提出しています。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第7号第2項の説明をいたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

2月1日に●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ0.5km。第一種中高層住居専用地域内の宅地化が進行した地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

宅地化が進行し利便性の高い、●●●の1,108m²の申請地に4区画の宅地分譲と道路整備を行うものです。

所有者は●●●の●●●さん外2名です。転用者は●●●の●●●です。

(ビッグパッドに分権図を表示)

南側は道路に接し、東側は宅地、北側は申請人所有の農地です。西側は宅地及び農地に接していますが隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水はため池から道路側溝へ流入し、汚水は合併浄化槽から道路側溝へ流入します。

被害防除計画は、0.1から0.2mの盛土造成及び整地を行いますがブロック積みのよう壁を設置するため、土砂の流出のおそれはなく適当です。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第12番 現地調査ですが、2月1日に地元委員、事務局2名と私、4名で行いました。事務局の説明のとおりですが、前の地図で言いますと、まだ周りが空き地になっているみたいですが、もう周りは全部宅地化が進みまして、家が建ってます。ますます進む傾向にありますが、隣接地全体がもう殆ど住宅地です。耕作には非常に適した土地の一つです。隣接する自分の所有地でも手入がよく行き届いていて、キャベツなどを栽培しています。残してもらいたい土地ではあるんですけども...。隣接地の承諾書もあります、3種農地でありますから本件については、私は妥当だと思っております。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第7号第3項の説明をいたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

2月2日に●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。
申請地は、●●●から西へ2.8km。山林が隣接する地域に位置する孤立した小農地で、農地法施行規則第46条に規定される第2種農地です。

●●●の800m²の申請地を木材置場として一時転用するものです。なお、一時転用期間は3箇年です。

また、原状回復誓約書が提出されています。

所有者は●●●の●●●さんです。転用者は●●●の●●●です。

(ビッグパッドに分権図を表示)

北側は申請人の宅地、南側は原野、西側は山林、東側は道路に接しており、隣接農地はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で水路へ流入し、汚水は発生

しません。

被害防除計画は、造成整地は行わないため、土砂の流出のおそれ
はなく適当です。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第20番 2月2日に●●●さん、●●●さん、私と●●●の業者の方、4名で現地の確認をいたしました。現地は集落の一番奥の●●●さん宅になります、その家の真向かいが●●●さんの田んぼということで、●●●さんは自分の山を●●●に売却をされました、それで木を出す土場として、今説明があったところでございます。周辺の農地は畠になっているかどうかは聞いたことはないですが、木は立っております、が、●●●さんの材木置場は、これは水田でございますけど管理だけされて現在の土地の状態でございます。自分の山を切って、自分の山の木の土場にすること、周辺にそういう関係のある問題はないということでございますので、異議はございません。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
これは樹種は何ですか、杉とか檜とか。

事務局 杉です。

議長 ●●●は何をする会社ですか。

事務局 ●●●さんは木材の加工販売の会社です。

議長 加工とは何の加工ですか。製材製品を加工なのか、物を作るのか。

事務局 木材の購入と製造販売、チップの製造販売等です。

第20番 ●●●というのは●●●に本社のある企業でございます。大規模施工し、本当に丸坊主にするというぐらいに大型の機械を使って伐採をし、搬出をされています。この伐った木は●●●のパルプ工場

や、どこの港から出されるかは解りませんが●●●に建築用として送るという話でした。

議長　　解り易い説明ありがとうございます。この山は何haぐらいあるんですか。その一帯を今回全部ですか。

第20番　　その辺はよく分かりません。

第17番　　先程、説明の中で山を●●●に売却したというお話がありました
が、山を売却するというのは土地を売却するということですか。杉
の木を売却するということなんですか。

事務局　　木の売却です。

第17番　　木の売却ということは、山自体はまだ●●●さんの所有ということなんですか。

事務局　　所有権は変わらないです。木を売却です。

第17番　　分かりました。もう一つ、この地図によりますと、総面積が80
0m³なんですよね、木材置場と書かれている緑の部分がこの地図で
半分ぐらいを占めてると思うんですけど、ここには60と書いてある
んです。これは数字が間違ってませんか。

事務局　　木材を60m³ほど置くということです。m³（立方メートル）です。

議長　　他に発言はありませんか。

（なしの声あり）

議長　　それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第8号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第8号について説明いたします。

まず、議案の8ページに添付しております参考資料の説明からいたしたいと思います。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなります。漢数字で十三と記載しております部分。横線付の太字部分に記載しております。農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。あわせて、今回の案件につきましては、農業委員会のあっせん事業も行っており、2月13日にあっせん会議を行い、●●●委員さんと●●●委員さんに出席いただいております。萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、●●●、登記・現況地目とともに田、面積4,033m²を2月14日に●●●へ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●さんへ売られることになります。●●●さんは、今●●●の地域おこし協力隊として●●●に勤めておりますが、3月で任期が切れて4月から新規就農ということで、今回土地を取得して、今ハウスがありますが、4月からトマト栽培をされる予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 今の新規就農者、地域おこし協力隊の方はどこの出身の方ですか。若い方ですか、独身ですか。

事務局 ●●●歳で、先日あっせん会議をした際に伺ったところによると、近々婚姻届を出すということで、お嫁さんもいらっしゃいます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で議案第8号の報告は終わります。

議長 議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第9号（合意解約）について説明いたします。
第1項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積837m²。
賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。
権利の種類は合意解約で、解約理由は、経営規模縮小のためです。
今後の予定は耕作です。
第2項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,135m²。
賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。
権利の種類は合意解約で、解約理由は、経営規模縮小のためです。
今後の予定は未定です。
第3項、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積419m²。他2筆。合計2,682m²。
賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。
権利の種類は合意解約で、解約理由は、所有者の都合によるためです。今後の予定は未定です。
以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
第1項が耕作となってるが、●●●から●●●さんが耕作するというの出来るんですか。

事務局 同じく●●●の●●●に在住の方が耕作するということで決まっています。

議長 他の方はまだ決まってないということで、第3項の●●●はこれまで何を作つておられたんですか。

第16番 10年前に造成したところですが、ハウスをされていたんですが、●●●さんが突然返して欲しいということで、「今年中にしてくれんか」ということで、平成29年に契約しました。急に話が出て、ハウスを解体しておるんです。今後農地を利用するということも決まってないです。更地にしてくれということで、今全部ハウスを解体しています。両者の関係は叔父と甥の関係です。なので私もその辺の意味合いが分からぬところであります。この方はキュウリと見島牛を12、3頭、かなりの経営規模を持ってます。ですが、そういうことでこの度解体に至ったんです。

事務局 残念なことです。他に発言ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で議案第9号の報告は終わります。

議長 議案第10号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
第1項から第2項まで一括して、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号について説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項 申請地は、●●●から南南東へ1.4kmに位置する●●●で、地目は畠、面積は54m²。申請人は●●●、●●●さんです。

2月1日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、申立てによると、申請地は隣接する山林と道路を結ぶ通路として利用され、現在に至っている。

本調査によると、申請地は幅2mほどの細長い形状で、申立てどおり山林と道路を結ぶ通路として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

第2項 申請地は、●●●から北へ0.7kmに位置する●●●で、地目は畠、面積は19m²。申請人は●●●の●●●さんです。

2月1日に●●●委員さん、●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、申立てによると、申請地は木造2階建ての住宅敷地として利用されていたが、建物の老朽化による危険性を指摘されて、平成29年12月に建物を解体したものである。

本調査によると、申請地は宅地の一部として利用されていたものであり、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で議案第10号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会 総会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年2月15日

萩市農業委員会会長

片岡 勝九

委員

宮内 敏男

委員

杉山 駿洋